

# 教育民生委員会 会議録

日 時 令和6年12月6日（金曜日） 午前9時55分～午前10時08分  
場 所 白杵庁舎2階 第3委員会室

## 出席委員の氏名

委員長 芝田 英範      副委員長 平川 幸司      委 員 伊藤 淳  
委 員 広田 精治      委 員 匹田 郁      委 員 吉岡 勲

## 欠席委員の氏名

（ な し ）

## 説明のため出席した者の職氏名

福祉課長 大戸敏雄      市民課長 寺本 政治  
市民課参事 高橋 淳子      その他関係職員

## 出席した事務局職員の職氏名

書記 原 伸行

## 傍聴者

（ な し ）

## 会議に付した事件及び審査結果

### <審査議案>

| 番 号   | 件 名                                  | 審査結果 |
|-------|--------------------------------------|------|
| 第99号  | 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる白杵づくり条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第103号 | 事務の委託の廃止に関する協議について                   | 原案可決 |

午前9時55分 開議

## ○委員長（芝田英範）

ただいまから教育民生委員会を開催いたします。これより、議事に入ります。本委員会に付

託されました議案は2件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。

まず、福祉課所管の第99号議案 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる白杵づくり条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎福祉課長（大戸敏雄）

（ 議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いします。

○委員（広田精治）

2つ聞きます。1つは、国の法律の改正があった時期はいつか教えてください。それと、もう1つは、市民と事業者に対して合理的配慮ができるとしたのですが、その主な理由を教えてください。よろしくお願いします。

◎福祉課長（大戸敏雄）

広田委員のご質問にお答えいたします。

まず、改正の時期でございます。令和6年4月1日に、改正の障害者差別解消法施行されたところでございます。続いて2点目でございます。理由につきましては、先ほど説明したとおり、白杵市の条例の上位法である法律の改正に伴いまして、法律の根本的な推進、考え方により条例を作ったという経過の中で、白杵市の条例も改正したものになります。

○委員（広田精治）

法律が改正されたから、条例を改正されたことは分かるのですが、国の法律が改正した理由が分かれば教えてほしい。

◎福祉課長（大戸敏雄）

広田委員の再質問にお答えいたします。

当初から、事業者、市民とともにこういった差別については、あってはならないことという考え方で、国の法律ができているのが根拠になろうかと思います。そうした中で、国の法律としても、広く国民への周知には少し時間も必要であり、いきなり義務という形にすると戸惑いがあると考えられるため、最初は努力義務から始めて、そして日々が経過した中で、まずは周知をしやすい事業者の方から義務として、徐々にいわゆる表現をより強くするといえますか、罰則等はないのですが、義務として扱うという趣旨での改正であると思います。

○委員（広田精治）

つまりは、この条例の目的の差別解消を効果的に行えるようにさらに周知しようとするのですね。分かりました。

○委員長（芝田英範）

他に質疑のある方は、ありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第９９号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第９９号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で福祉課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前１０時０２分 休憩

---

午前１０時０３分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

次に、市民課所管の第１０３号議案 事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎市民課課長（寺本政治）

（ 議案書に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いします。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第１０３号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声 )

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第103号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で市民課所管の議案審査を終わります。休憩します。

午前10時08分 休憩

---

午前10時08分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

教育民生委員会に付託されました議案2件の審査を終了いたします。

これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時8分 閉会

---

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和6年12月6日

白杵市議会

教育民生委員会委員長 芝田 英範